

## 2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した 地域活性化推進首長連合運営規約の一部改正について

### 1. 第12条（事務局）について

第12条を次のように改める。

第12条 本会の事務を処理するため、経済産業省商務情報政策局内に事務局を置く。

### 2. 残余財産に関する条項の追加について

第13条を第14条とし、同条の前に次の1条を加える。

（残余財産）

第13条 本会の解散に伴う残余財産は、役員会の議決を経て処理方法を決定し、総会の承認を得るものとする。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した  
地域活性化推進首長連合運営規約の一部改正

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>(事務局) 第12条 本会の事務を処理するため、<u>経済産業省商務情報政策局内に事務局を置く。</u></p> <p><u>(残余財産)</u> 第13条 <u>本会の解散に伴う残余財産は、役員会の議決を経て処理方法を決定し、総会の承認を得るものとする。</u></p> <p>(その他) 第14条 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(事務局) 第12条 本会の事務を処理するため、<u>新潟県三条市経済部営業戦略室内に事務局を置く。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(その他) 第13条 (略)</p>

## 第1号議案 参考2

2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合  
運営規約

(名称)

第1条 本会は、「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合」と称する。

(目的)

第2条 本会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の機会を契機とし、地域が広域的に連携を図り、その特色を活かした様々な取組を進めることで、世界に向けた地域の魅力及び総合力を発信することにより、地域の活性化をより確実なものとし、地方創生を実現することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 世界に向けた地域の魅力及び総合力を発信するための全体の企画に関する  
と
- (2) ローカル版クールジャパンに関すること
- (3) 観光振興に関すること
- (4) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等へのセ  
ールスに関すること
- (5) 人材育成に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市町村の長で、本会の趣旨に賛同し、参加表明書を会  
長に提出した者とする。

2 会員は、正会員又は賛助会員とし、その役割は次のとおりとする。

- (1) 正会員 前条各号に掲げる活動の推進
- (2) 賛助会員 本会の情報共有

(負担金)

第5条 正会員は、次の各号に掲げる正会員が属する自治体の区分に応じ、当該各号  
に定める負担金を納入しなければならない。

- (1) 政令指定都市 年額50万円
- (2) 中核市 年額30万円

(3) その他の市町村 年額10万円

(会員の脱退)

第6条 正会員又は賛助会員は、会長に脱退届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 監査役 若干名

2 前項に定める役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

2 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

3 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長及び会長代行に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(総会)

第9条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。

ただし、必要があると認めるときは、臨時に開催できるものとする。

2 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 活動計画の策定又は変更
- (3) 収支予算の策定
- (4) 収支決算の認定
- (5) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(活動計画等)

第10条 会長は、毎年度の開始前に活動計画書及び収支予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会長は、毎年度の終了後に活動報告書及び収支決算書を作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(部会)

第11条 会長は、活動内容に応じ部会を設置することができる。

2 部会は、正会員により構成するものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、経済産業省商務情報政策局内に事務局を置く。

(残余財産)

第13条 本会の解散に伴う残余財産は、役員会の議決を経て処理方法を決定し、総会の承認を得るものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年6月10日から施行する。

2 第5条及び第7条第1項第4号の規定は、平成28年度から施行する。

附 則

1 この規約は、平成28年6月8日から施行する。